

「核兵器の禁止を」

国民平和実行進が島根県入り

原水爆禁止国民平和実行進(富山―広島コース)が7月20日、島根県に入りました。



23日の松江市天神ロータリーの出発式には、尾村利成県議とともに犬丸淳・県総務部長が駆けつけて挨拶し、「猛暑が続いています。体調に留意して頑張ってください」と激励。(写真) 通し行進者の米山幸子さん(77)は、昨年7月に国連で122カ国の賛成で「核兵器禁止条約」が採択されたことにふれ、「日本政府はそっぽを向いている。国民の声で政府の姿勢を正

していきたい」と話しました。また、県議会を表

再生エネルギーを主力電源に 原発エネ連が集会・パレード

島根原発・エネルギー問題県民連絡会は21日、中国電力が新規稼働を狙う島根原発3号機

の国への審査申請を許さない緊急集会を松江駅前で開催しました。集会後、「3号機稼働反対」「2号機再稼働反対」などとコールしながらパレードしました。同会の保母武彦事務局長があいさつし、「仲間を増やして原発反対の運動を粘り強く進め

敬訪問し、党県議団が同席しました。

市民と野党の代表ら8人がリレートーク。立憲民主党の白石恵子県議は「自民党などの党派が数の論理で(3号機の審査申請を了解する)賛成採決を強行した。知事

の態度も曖昧で(県議会には)非情に危うい状況にある」と強調しました。同原発から30キロ圏内の日本共産党議員団も発言しました。

島根原発稼働を絶対に阻止しよう

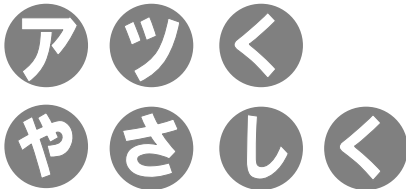
安倍政権は7月3日に「第5次エネルギー基本計画」を閣議決定しました。そこでは、引き続き

原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、2030年度の全電源に占める原発の割合を20〜22%としています。



前衆議院議員 大平よしのぶ

大平よしのぶ



しかし、これを実現しようと思えば、運転開始から40年未満の原発を全て稼働しても足りず、これに加えて40年以上の原発や新たな原発さえも動かさなければなりません。福島第2原発も、柏崎刈谷原発も、そして島根原発2・3号機も動かすなどというところでもない計画を、国民は決して許すはずがありません。

世界では原発に頼ら

ない、原発ゼロの国へとすでに大きな歩みを進めています。フランスは2030年までに再生可能エネルギーで全電源の40%を、ドイツは40〜45%、EU全体でも45%をまかなうことをめざしています。しかしながら、日本は22〜24%。この点でも安倍政権はもはや時代遅れ。一日も早い退陣と、何より島根原発の再稼働と新規稼働、上関原発の建設を絶対に阻止



広島県竹原市の被災地を訪ね要望を聴取(7月19日)



政府交渉で豪雨被災地の声を届ける(7月13日)

西日本豪雨 日本共産党の取り組みをお知らせします

7月5日からの西日本豪雨で、被災されたみなさまに心からのお見舞いを申し上げます。日本共産党は災害直後から現地に入り、被害の実態把握に努めるとともに、被災者や自治体関係者から様々なご要望を伺ってきました。党県議団は、住宅再建や農業支援など23項目の要望を要請し、床上・床下浸水などへの支援金支給が実現。全国トップクラスの被災者生活支援制度となりました。

この間の調査(党ボランティア活動含む)で寄せられた声

- ◆「県からエコファーマー認証や有機農作物JAS認証を受けている。ハウスや農機具が流され、田畑が浸水した。有機JAS表示ができないコメも出るなど甚大な被害が生じた」(美郷町の有機農業農家)
- ◆「毎年のように浸水し、個人で舟(ボート)を所有し、今回もボートで避難した。大雨で田が浸水するため、この地区は全員耕作をやめた」(13世帯中5世帯が浸水した美郷町港地区の住民)
- ◆「上流域の堤防整備率は95%なのに、下流域はわずか65%。江の川流域の相次ぐ水害は人災と言えるのではないか。河川整備計画を前倒しし、早く堤防を設置してほしい」(川本町の被災住民)
- ◆「パソコンや印刷機器など約1千万円の設備がダメになった。営業再建の直接助成をお願いしたい」(江津市松川町の広告・内装業者)

日本共産党と被災者の要望実現

4月の県西部地震に続き、今回の災害でも県の支援制度を拡充

島根県は20日、西日本豪雨の被災地支援のため、浸水などがあつた住宅再建の支援対象を半壊と一部損壊に拡大。県内産木材や石州瓦を使用した住宅再建にも助成するほか、農業や中小企業に対する直接支援の実施も決めました。(主な事業は下記参照)

【県への要請内容(主なもの)】

- ① 「激甚災害」に指定されるよう国に強く働きかけること。
- ② 住家の被害については、外見による認定だけでなく、被災者の訴えを反映した、住まいとしての機能に着目した認定を行うこと。罹災(りさい)証明の発行、被害認定の職員確保については万全を期すこと。
- ③ 床上浸水や床下浸水への支援金制度を創設するなど、県の被災者生活再建支援制度の拡充を図ること。
- ④ 被災自治体の要望を十分に踏まえ、今年4月の県西部地震の被害対策のように迅速に検討し、対応すること。
- ⑤ 被災した農家や事業者の設備・機械、商店・商店街などの再建に必要な直接支援を行うこと。(住家や店舗改修への県産木材を使用した際の助成、4月の県西部地震時に創設した「小売店等持続化支援事業」の直接助成など)
- ⑥ 河川や道路の災害復旧は、関係住民の要望や意見をよく聞き、単なる復旧ではなく、災害防止の「改良復旧」を基本とすること。

●住宅再建の支援対象を半壊と一部損壊に拡大	半壊(損害基準判定20~40%)100万円、一部損壊(同10~20%)40万円。
●農業用施設や機械の復旧経費支援	農業用の施設や機械の復旧に要する経費を市町村とともに支援。
●小売店の修理など支援	上限100万円(被害が大規模な場合は200万円)